

# 新型コロナウイルス感染症の影響に関連して交付される 特定の経費を補填するための助成金等の税務処理について（具体例）

## 本資料について

- 個人事業者が、国等から交付を受ける助成金等には、その助成金等を、①固定資産の取得等に充てること、②固定資産の取得等以外の経費の支出に充てることを目的として交付されるものがあります。
- このような特定の経費を補填するための助成金等のうち、
  - ・ 上記①の固定資産の取得等に充てた部分に相当する金額については、総収入金額に算入せず（総収入金額不算入）、その算入しなかった金額を固定資産の取得価額から控除（いわゆる圧縮記帳）することができます。この圧縮記帳は、その助成金を返還しないことが確定した日の属する年分に行います（※）。
  - ・ 上記②の経費の支出に充てた部分に相当する金額については、原則として、交付決定のあった日の属する年分となりますが、所定の手続を済ましている場合には、その経費と助成金等の収入が対応するように、その経費が発生した日の属する年分に収入計上します。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響に関連して交付される助成金等については、助成金等の交付を受けるために必要な手続を簡略化するなど通常と異なる手続となることがあり、その税務処理について様々なパターンが考えられます。
- 本資料は、このような助成金等について、総収入金額不算入（圧縮記帳）の適用を受ける場合の税務処理を次ページのケース別に沿って具体的に示しています。

※ 総収入金額不算入（圧縮記帳）の適用を受ける場合には、「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を確定申告書に添付する必要があります。

## 申請等の時期一覧

	助成金の申請	助成金の交付決定・入金	固定資産の取得	経費支出	実績報告	助成金の確定通知
ケース1	令和2年	令和2年	令和2年	令和2年	令和2年	令和2年
ケース2	令和2年	令和2年	令和2年	令和2年	令和2年	令和3年
ケース3	令和2年	令和2年	令和3年	令和3年	令和3年	令和3年
ケース4	令和2年	令和2年	令和2年	令和3年	令和3年	令和3年
ケース5	令和2年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和3年
ケース6	令和2年	令和3年	令和2年	令和2年	令和3年	令和3年
ケース7	令和2年	令和3年	令和2年	令和2年	令和2年	令和3年
ケース8	令和2年	令和3年	令和3年	令和3年	令和3年	令和3年

⇒ 各ケースにおける税務処理については、次ページ以降をご参照ください。  
 なお、各ケースにおける「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の記載例については、別紙をご参照ください。

ケース 1

申請から確定通知が令和2年に行われた場合



	令和2年	令和3年
収入金額	> 80を計上します。 ※ 固定資産の取得に対応する助成金120は、総収入金額に算入しません(所法42①)。	> 計上しません。
経費	> 81(経費支出80+減価償却費1)を計上します。 ※ 減価償却費(注)は、固定資産の取得価額180から助成金の額120を控除した金額60で計算します(圧縮記帳・所令90②)。 計算: $(180 - 120) \times 0.100 \times 2月 / 12月 = 1$ (注) 事例上、固定資産は、耐用年数10年、定額法で計算します(以下のケースにおいて同じ。)	> 6(減価償却費)を計上します。 ※ 減価償却費は、圧縮記帳後の固定資産の取得価額60により計算します。 計算: $(180 - 120) \times 0.100 \times 12月 / 12月 = 6$

ケース 2

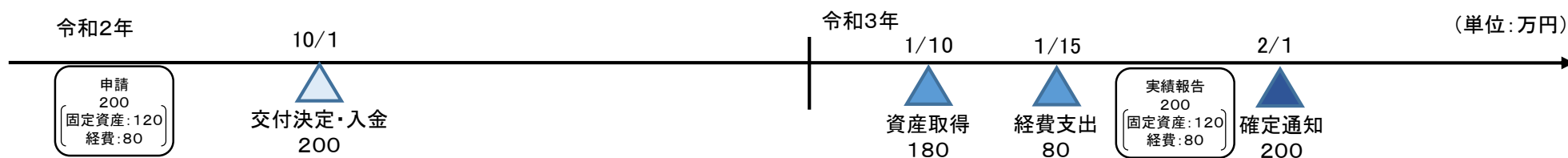
確定通知のみが令和3年に行われた場合



	令和2年	令和3年
収入金額	<p>➤ 80を計上します。</p> <p>※ 固定資産の取得に対応する助成金120は、令和2年12月31日までにその返還を要しないことが確定していないことから、総収入金額に算入しません(所法43①)。</p>	<p>➤ 2(既往の過償却費)を計上します。</p> <p>※ 令和2年分の減価償却費のうち、助成金に係る償却費相当額を令和3年分の総収入金額に算入します(所法43②、所令91①)。 計算: <math>120 - [120 \times (180 - 3) / 180] = 2</math></p>
経費	<p>➤ 83(経費支出80+減価償却費3)を計上します。</p> <p>※ 減価償却費は、固定資産の取得価額180により計算します。 計算: <math>180 \times 0.100 \times 2月 / 12月 = 3</math></p>	<p>➤ 6(減価償却費)を計上します。</p> <p>※ 総収入金額に算入する既往の過償却費は、固定資産の未償却残高に加算します(期首未償却残高59、所法43⑥、所令91②)。 ※ 減価償却費は、固定資産の取得価額180から助成金の額120を控除した金額60で計算します(圧縮記帳・所令91②)。 計算: <math>(180 - 120) \times 0.100 \times 12月 / 12月 = 6</math></p>

ケース 3

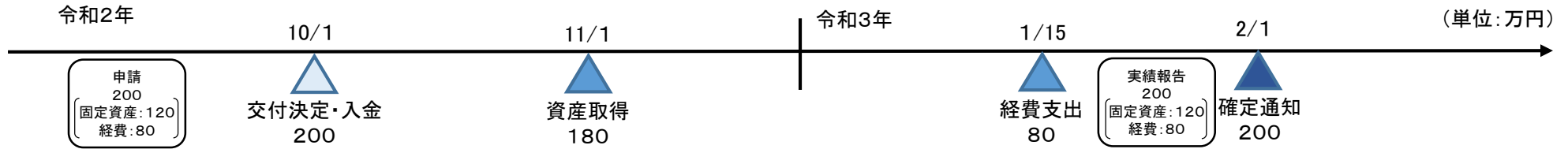
申請及び交付決定・入金が令和2年に行われた場合



	令和2年	令和3年
収入金額	<p>➢ 80を計上します。</p> <p>※ 助成金等の収入計上時期の原則は、その交付決定のあった日の属する年分です(所法36)。                  ※ 交付決定を受けた助成金のうち120は、固定資産の取得費として申請したものであり、令和2年12月31日までにその返還を要しないことが確定していないため、総収入金額に算入しません(所法43①)。</p>	<p>➢ 計上しません。</p> <p>※ 助成金200のうち、令和2年分に総収入金額に計上した金額の残額120については、固定資産の取得に充てられたものであり、かつ、令和3年12月31日までにその返還を要しないことが確定しているため、総収入金額に計上しません(所法43②、所令91①)。</p>
経費	<p>➢ 計上しません。</p>	<p>➢ 86(経費支出80+減価償却費6)を計上します。</p> <p>※ 減価償却費は、固定資産の取得価額180から助成金の額120を控除した金額60で計算します(圧縮記帳・所令91②)。                  計算: <math>(180 - 120) \times 0.100 \times 12月 / 12月 = 6</math></p>

ケース 4

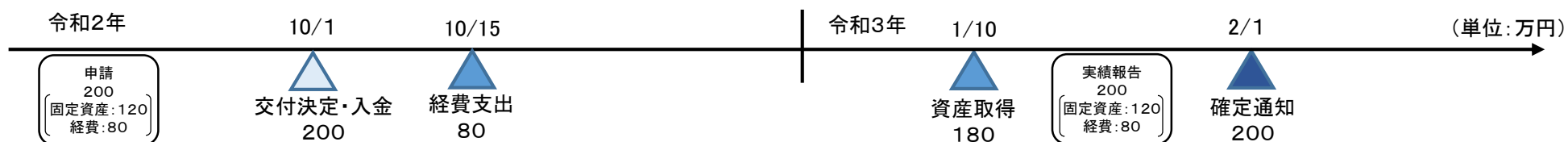
申請、交付決定・入金、資産取得が令和2年に行われた場合



	令和2年	令和3年
収入金額	<p>➤ 80を計上します。</p> <p>※ 助成金等の収入計上時期の原則は、その交付決定のあった日の属する年分です(所法36)。            ※ 交付決定を受けた助成金のうち120は、固定資産の取得費として申請したものであり、令和2年12月31日までにその返還を要しないことが確定していないため、総収入金額に算入しません(所法43①)。            ただし、本ケースのように確定申告までに、確定通知で助成金の申請と実績が異なることが判明した場合には、確定した金額で収入計上をしていただいで差し支えありません(例えば、固定資産の取得価額180、経費支出20の場合には、総収入金額を20とします。)</p>	<p>➤ 2(既往の過償却費)を計上します。</p> <p>※ 令和2年分の減価償却費のうち、助成金に係る償却費相当額を令和3年分の総収入金額に算入します(所法43②、所令91①)。            計算: <math>120 - [120 \times (180 - 3) / 180] = 2</math></p>
経費	<p>➤ 3(減価償却費)を計上します。</p> <p>※ 減価償却費は、固定資産の取得価額180により計算します。            計算: <math>180 \times 0.100 \times 2月 / 12月 = 3</math></p>	<p>➤ 86(経費支出80+減価償却費6)を計上します。</p> <p>※ 総収入金額に算入する既往の過償却費2は、固定資産の未償却残高に加算します(期首未償却残高59、所法43⑥、所令91②)。            ※ 減価償却費は、固定資産の取得価額180から助成金の額120を控除した金額60で計算します(圧縮記帳・所令91②)。            計算: <math>(180 - 120) \times 0.100 \times 12月 / 12月 = 6</math>            ※ 令和2年収入金額欄のただし書による場合には、固定資産の取得費の全額が圧縮記帳により減額されることとなりますので、経費は20(経費支出のみ)を計上します。</p>

ケース 5

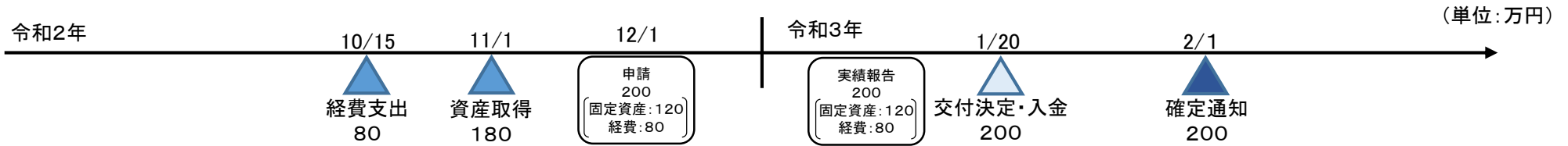
申請、交付決定・入金、経費支出が令和2年に行われた場合



	令和2年	令和3年
収入金額	<p>➤ 80を計上します。</p> <p>※ 助成金の申請が行われており、その助成に対する経費支出が行われていることから、経費と収入が対応するように、助成金200のうち、経費支出に対応する助成金80を総収入金額に計上します。</p> <p>※ 交付決定を受けた助成金のうち120は、固定資産の取得費として申請したものであり、令和2年12月31日までにその返還を要しないことが確定していないため、総収入金額に算入しません(所法43①)。</p>	<p>➤ 計上しません。</p> <p>※ 助成金200のうち、令和2年分に総収入金額に計上した金額の残額120については、固定資産の取得に充てられたものであり、かつ、令和3年12月31日までにその返還を要しないことが確定しているため、総収入金額に計上しません(所法43②、所令91①)。</p>
経費	<p>➤ 80(経費支出)を計上します。</p>	<p>➤ 6(減価償却費)を計上します。</p> <p>※ 減価償却費は、固定資産の取得価額180から助成金の額120を控除した金額60により計算します(圧縮記帳・所令91②)。</p> <p>計算 : <math>(180 - 120) \times 0.100 \times 12月 / 12月 = 6</math></p>

ケース 6

経費支出、資産取得、申請が令和2年に行われた場合

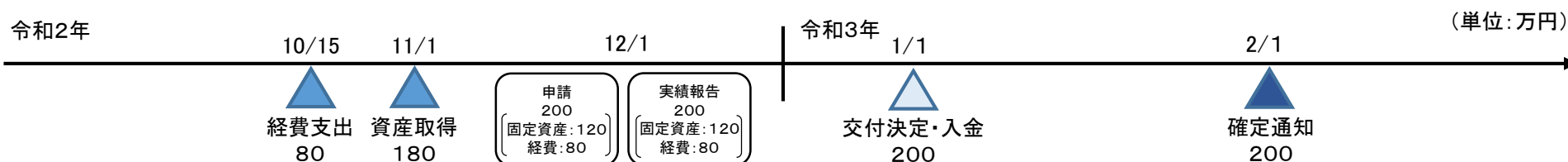


		令和2年	令和3年
収入金額	原則	<p>➢ 計上しません。</p> <p>※ 助成金等の収入計上時期の原則は、その交付決定のあった日の属する年分です(所法36)。</p>	<p>➢ 82(経費支出に係る助成金80+既往の過償却費2)を計上します。</p> <p>※ 助成金200のうち、固定資産の取得に対応する金額120は、令和3年12月31日までにその返還を要しないことが確定しているため、総収入金額に算入しません(平成22年2月9日付文書回答事例)。</p> <p>※ 令和2年分の減価償却費のうち、助成金に係る償却費相当額を令和3年分の総収入金額に算入します(平成22年2月9日付文書回答事例)。</p> <p>計算: <math>120 - [120 \times (180 - 3) / 180] = 2</math></p>
	例外	<p>➢ 80を計上します。</p> <p>※ 本ケースにおいては、経費支出の後に助成金の交付申請が行われていますが、その経費支出が助成金の対象となるものであり、令和2年中にその申請が行われています。また、令和2年分の確定申告までの間に実際に助成金の交付決定等がされています。これらの点を踏まえると、令和2年12月31日の時点において助成金の交付を受けることの確実性が相当程度高いと認められますので、助成金を令和2年分の収入に計上している場合には、その処理は認められます。</p> <p>※ また、助成金200のうち、収入金額に計上した80の残額120は、固定資産の取得費として申請したものであり、令和2年12月31日までにその返還を要しないことが確定していないため、総収入金額に算入しません(所法43①)。</p> <p>※ したがって、本ケースにおいて、助成金200のうち、経費支出に対応する助成金80を収入金額に計上しても差し支えありません。</p>	<p>➢ 2(既往の過償却費)を計上します。</p> <p>※ 令和2年分の減価償却費のうち、助成金に係る償却費相当額を令和3年分の総収入金額に算入します(所法43②、所令91①)。</p> <p>計算: <math>120 - [120 \times (180 - 3) / 180] = 2</math></p>
経費		<p>➢ 83(経費支出80+減価償却費3)を計上します。</p> <p>※ 減価償却費は、固定資産の取得価額180により計算します。</p> <p>計算: <math>180 \times 0.100 \times 2月 / 12月 = 3</math></p>	<p>➢ 6(減価償却費)を計上します。</p> <p>※ 総収入金額に算入する既往の過償却費2は、固定資産の未償却残高に加算します(期首未償却残高59、所法43⑥、所令91②)。</p> <p>※ 減価償却費は、固定資産の取得価額180から助成金の額120を控除した金額60で計算します(圧縮記帳・所令91②)。</p>



ケース 7

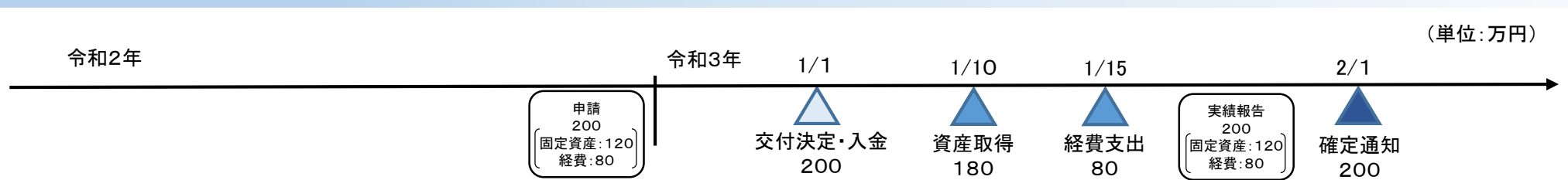
交付決定・入金及び確定通知が、令和3年に行われた場合



		令和2年	令和3年
収入金額	原則	<p>➢ 計上しません。</p> <p>※ 助成金等の収入計上時期の原則は、その交付決定のあった日の属する年分です(所法36)。</p>	<p>➢ 82(経費支出に係る助成金80+既往の過償却費2)を計上します。</p> <p>※ 助成金200のうち、固定資産の取得に対応する金額120は、令和3年12月31日までにその返還を要しないことが確定しているため、総収入金額に算入しません(平成22年2月9日付文書回答事例)。</p> <p>※ 令和2年分の減価償却費のうち、助成金に係る償却費相当額を令和3年分の総収入金額に算入します(平成22年2月9日付文書回答事例)。</p> <p>計算: <math>120 - [120 \times (180 - 3) / 180] = 2</math></p>
	例外	<p>➢ 80を計上します。</p> <p>※ 本ケースにおいては、経費支出の後に助成金の交付申請が行われていますが、その経費支出が助成金の対象となるものであり、令和2年中にその申請が行われています。また、令和2年分の確定申告までの間に実際に助成金の交付決定等がされています。これらの点を踏まえると、令和2年12月31日の時点において助成金の交付を受けることの確実性が相当程度高いと認められますので、助成金を令和2年分の収入に計上している場合には、その処理は認められます。</p> <p>※ また、助成金200のうち、収入金額に計上した80の残額120は、固定資産の取得費として申請したものであり、令和2年12月31日までにその返還を要しないことが確定していないため、総収入金額に算入しません(所法43①)。</p> <p>※ したがって、本ケースにおいて、助成金200のうち、経費支出に対応する助成金80を収入金額に計上しても差し支えありません。</p>	<p>➢ 2(既往の過償却費)を計上します。</p> <p>※ 令和2年分の減価償却費のうち、助成金に係る償却費相当額を令和3年分の総収入金額に算入します(所法43②、所令91①)。</p> <p>計算: <math>120 - [120 \times (180 - 3) / 180] = 2</math></p>
経費		<p>➢ 83(経費支出80+減価償却費3)を計上します。</p> <p>※ 減価償却費は、固定資産の取得価額180により計算します。</p> <p>計算: <math>180 \times 0.100 \times 2月 / 12月 = 3</math></p>	<p>➢ 6(減価償却費)を計上します。</p> <p>※ 総収入金額に算入する既往の過償却費2は、固定資産の未償却残高に加算します(期首未償却残高59、所法43⑥、所令91②)。</p> <p>※ 減価償却費は、固定資産の取得価額180から助成金の額120を控除した金額60で計算します(圧縮記帳・所令91②)。</p>

ケース 8

申請のみが令和2年に行われた場合



	令和2年	令和3年
収入金額	<p>➤ 計上しません。</p>	<p>➤ 80を計上します。</p> <p>※ 助成金200のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費支出に対応する助成金80は、経費と収入が対応するように総収入金額に計上します。</li> <li>・ 固定資産の取得に対応する助成金120は、令和3年12月31日までにその返還を要しないことが確定しているため、総収入金額に算入しません(所法42①)。</li> </ul>
経費	<p>➤ 計上しません。</p>	<p>➤ 86(経費支出80+減価償却費6)を計上します。</p> <p>※ 減価償却費は、固定資産の取得価額180から助成金の額120を控除した金額60で計算します(圧縮記帳・所令90②)。</p> <p>計算: <math>(180 - 120) \times 0.100 \times 12月 / 12月 = 6</math></p>

ケース 1

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成 2 年分)  
令和

氏名 国税 太郎

国庫補助金等の名称	●●における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業による助成金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 (▲▲省)	
交付の目的	●●における感染拡大防止等のため	
交付を受けた年月日	令和 2 年 10 月 1 日	助成金交付決定通知書の日付を記載します。
交付を受けた国庫補助金等の額又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	1,200,000 円	助成金確定通知書の金額を記載します。
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類及び細目を記載します。	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	種類 ●●	助成金確定通知書の日付を記載します。
	細目 ■■	
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	令和 2 年 12 月 1 日	
交付を受けた年の 12 月 31 日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件		
国庫補助金等をもって取得又は改良等をする固定資産について、取得または改良予定年月日	年 月 日	
取得に要する金額の見込額	円	
内訳		円
		円
		円
		円
		円
その他参考事項		

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成  
令和) 2年分)

氏名 国税 太郎

国庫補助金等の名称	●●における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業による助成金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 (▲▲省)	
交付の目的	●●における感染拡大防止等のため	
交付を受けた年月日	令和2年 10月 1日	助成金交付決定通知書の日付を記載します。
交付を受けた国庫補助金等の額又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	1,200,000 円	助成金確定通知書の金額を記載します。
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類及び細目を記載します。	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	種類 ●●	助成金確定通知書の日付を記載します。
	細目 ■■	
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	令和3年 2月 1日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件	事業実績報告書の提出	
国庫補助金等をもって又は改良等をする固定資産について取得または改良予定年月日	令和2年 11月 1日	固定資産を取得(予定)等した日を記載します。
取得に要する金額の見込額	1,800,000 円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成  
令和 2 年分)

氏 名 国税 太郎

国庫補助金等の名称	●●における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業による助成金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 ( ▲▲省 )	
交付の目的	●●における感染拡大防止等のため	
交付を受けた年月日	令和 2 年 10 月 1 日	助成金交付決定通知書の日付を記載します。
交付を受けた国庫補助金等の額又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	1,200,000 円	助成金確定通知書の金額を記載します。
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類及び細目を記載します。	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	種類 ●●	助成金確定通知書の日付を記載します。
	細目 ■■	
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	令和 3 年 2 月 1 日	
交付を受けた年の 12 月 31 日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件	事業実績報告書の提出	
国庫補助金等をもって又は改良等をする固定資産について取得または改良予定年月日	令和 3 年 1 月 10 日	固定資産を取得(予定)等した日を記載します。
取得に要する金額の見込額	1,800,000 円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

平成  
令和 2 年分

氏 名 国税 太郎

国庫補助金等の名称	●●における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業による助成金
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 ( ▲▲省 )
交付の目的	●●における感染拡大防止等のため
交付を受けた年月日	令和 2 年 10 月 1 日
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべきもの として交付を受けた資産の価額	助成金確定通知書の 金額を記載します。 1,200,000 円
国庫補助金等の交付に代わるべきもの として資産の交付を受けた事由	減価償却資産の耐用年数等に関 する省令別表に掲げる種類及び 細目を記載します。
交付を受けた国庫補助金等 をもって取得または改良 をした固定資産に関する明細	種類 ●● 細目 ■■
国庫補助金等の 返還を要しないことが確定した日	令和 3 年 2 月 1 日

助成金交付決定通知書の日付を記載します。

助成金確定通知書の金額を記載します。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類及び細目を記載します。

助成金確定通知書の日付を記載します。

交付を受けた年の 12 月 31 日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合

国庫補助金等の交付の条件	事業実績報告書の提出
国庫補助金等をも 又は改良等をする固定資産 取得または改良予定年月日	令和 2 年 11 月 1 日
取得に要する金額の見込額	1,800,000 円
内訳	円
	円
	円
	円
その他参考事項	

固定資産を取得(予定)等した日を記載します。

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成  
令和) 2年分)

氏名 国税 太郎

国庫補助金等の名称	●●における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業による助成金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 (▲▲省)	
交付の目的	●●における感染拡大防止等のため	
交付を受けた年月日	令和2年 10月 1日	助成金交付決定通知書の日付を記載します。
交付を受けた国庫補助金等の額又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	1,200,000 円 助成金確定通知書の金額を記載します。	
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類及び細目を記載します。	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	種類 ●●	助成金確定通知書の日付を記載します。
	細目 ■■	
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	令和3年 2月 1日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件	事業実績報告書の提出	
国庫補助金等をもって又は改良等をする固定資産について取得または改良予定年月日	令和3年 1月 10日 固定資産を取得(予定)等した日を記載します。	
取得に要する金額の見込額	1,800,000 円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

平成  
令和 3年分

氏名 国税 太郎

国庫補助金等の名称	●●における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業による助成金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 ( ▲▲省 )	
交付の目的	●●における感染拡大防止等のため	
交付を受けた年月日	令和3年 1月 20日	助成金交付決定通知書の日付を記載します。
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	助成金確定通知書の金額を記載します。 1,200,000 円	
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類及び細目を記載します。	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	種類 ●●	助成金確定通知書の日付を記載します。
	細目 ■■	
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	令和3年 2月 1日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件		
国庫補助金等をもって取得又は改良等をする固定資産について、取得または改良予定年月日	年 月 日	
取得に要する金額の見込額	円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		



国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

平成  
令和 2 年分

氏 名 国税 太郎

国庫補助金等の名称	●●における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業による助成金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 ( ▲▲省 )	
交付の目的	●●における感染拡大防止等のため	
交付を受けた年月日	令和 2 年 12 月 1 日	助成金交付申請を行った日付を記載します。
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	1,200,000 円	助成金確定通知書の金額を記載します。
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類及び細目を記載します。	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	種類 ●● 細目 ■■	助成金確定通知書の日付を記載します。
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	令和 3 年 2 月 1 日	
交付を受けた年の 12 月 31 日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件	事業実績報告書の提出	
国庫補助金等をも 又は改良等をする固定資産 取得または改良予定年月日	令和 2 年 11 月 1 日	固定資産を取得(予定)等した日を記載します。
取得に要する金額の見込額	1,800,000 円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成  
令和) 3年分)

氏名 国税 太郎

国庫補助金等の名称	●●における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業による助成金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 ( ▲▲省 )	
交付の目的	●●における感染拡大防止等のため	
交付を受けた年月日	令和3年 1月 1日	助成金交付決定通知書の日付を記載します。
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	助成金確定通知書の金額を記載します。 1,200,000 円	
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類及び細目を記載します。	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	種類 ●●	助成金確定通知書の日付を記載します。
	細目 ■■	
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	令和3年 2月 1日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件		
国庫補助金等をもって取得又は改良等をする固定資産について、取得または改良予定年月日	年 月 日	
取得に要する金額の見込額	円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

平成  
令和 2年分

氏名 国税 太郎

国庫補助金等の名称	●●における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業による助成金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 ( ▲▲省 )	
交付の目的	●●における感染拡大防止等のため	
交付を受けた年月日	令和2年 12月 1日	助成金交付申請を行った日付を記載します。
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	助成金確定通知書の金額を記載します。 1,200,000 円	
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類及び細目を記載します。	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	種類 ●●	助成金確定通知書の日付を記載します。
	細目 ■■	
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	令和3年 2月 1日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件	事業実績報告書の提出	
国庫補助金等をも 又は改良等をする固定資産 取得または改良予定年月日	令和2年 11月 1日	固定資産を取得(予定)等した日を記載します。
取得に要する金額の見込額	1,800,000 円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成  
令和 3 年分)

氏 名 国税 太郎

国庫補助金等の名称	●●における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業による助成金	
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 ( ▲▲省 )	
交付の目的	●●における感染拡大防止等のため	
交付を受けた年月日	令和3年 1月 1日	助成金交付決定通知書の日付を記載します。
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	1,200,000 円 助成金確定通知書の金額を記載します。	
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類及び細目を記載します。	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	種類 ●●	助成金確定通知書の日付を記載します。
	細目 ■■	
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	令和3年 2月 1日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件		
国庫補助金等をもって取得又は改良等をする固定資産について、取得または改良予定年月日	年 月 日	
取得に要する金額の見込額	円	
内訳		円
		円
		円
		円
その他参考事項		